

佐倉市税務広告事業要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び佐倉市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、財政部の広告事業実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 広告の掲載者（以下「掲載者」という。）の募集は、広告媒体ごとに期間を定め、市ホームページへの掲載により行うものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、掲載位置、刷り色及び広告掲載料は広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(掲載できない広告内容等)

第4条 次の各号に該当する場合は広告掲載できないものとする。

(1) 広告内容が次のアからウのいずれかに該当する場合

ア 要綱第3条及び掲載基準第4条を逸脱するもの

イ 市の施策の推進を阻害する広告であつて妥当でないと認められるもの

ウ 税業務に関連が認められないもの

なお、税業務とは税収納業務、日本標準産業分類における不動産業、不動産鑑定業、土地家屋調査士事務所、自動車卸売業、公認会計士事務所及び税理士事務所とする。

ただし、自動車卸売業については、道路運送車両法における普通自動車、大型オートバイを除く小型自動車及び大型特殊自動車の卸売業を除く。

エ その他掲載される広告として適当でないと認められるもの

(2) 掲載基準第5条に該当する場合

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は広告媒体ごとに、第2条の期間内に佐倉市税務広告掲載申込書（別記様式第1号、以下「申込書」という。）を、掲載しようとする原稿案を添えて市長に提出するものとする。

（申込者の要件）

第6条 前条の規定による申込者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

（1）「佐倉市入札参加資格者名簿」に登載されている者

ただし、申込み時点で指名停止となっている者を除く。

（2）市税に未納がない者

広告代理店が申し込む場合にあっては、広告を掲載する者も含む。

（広告審査会の設置）

第7条 第5条の規定による広告掲載の申込みがあった場合に、掲載者を決定するため広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査会の組織）

第8条 審査会は、財政部長、市民税課長、資産税課長及び債権管理課長を審査員として構成するものとする。なお、審査員は、必要に応じて加えることができるものとする。

（掲載者の決定等）

第9条 第5条による申込みがあったときは、前2条の審査会において原稿案が第3条及び第4条の規定に適合しているか審査し、掲載者を決定する。

2 前項の審査により規定に適合していると認められる者が複数の場合は、申込書に記載された申込価格（以下「広告掲載料」という。）が最も高い者を掲載者として選定するものとする。この場合において、広告掲載料が同額の場合は、抽選を行うものとする。

3 掲載者を決定した場合は、佐倉市税務広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により掲載者に通知するものとする。

（契約の締結）

第10条 市長と掲載者は、前条の通知後広告掲載に係る契約を締結するものとする。

（広告原稿の提出）

第11条 掲載者は、市長が指定する期日までに広告原稿を提出するものとする。

（広告原稿の作成に要する費用等）

第12条 広告原稿の作成に要する費用は、掲載者の負担とする。

（広告媒体の印刷に係る費用）

第13条 広告媒体の印刷に係る費用は、佐倉市の負担とする。

（広告掲載料の納付）

第14条 掲載者は、広告掲載料を市長が指定する期日までに一括で納付するものとする。

（掲載者の責任）

第15条 掲載者は、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、財政部長が別に定める。

附 則（令和5年1月5日決裁佐市税第419号）

この要領は、令和5年1月5日から施行する。